

# 一般競争入札公告

令和3年8月27日

次のとおり一般競争入札を実施する。

社会福祉法人<sup>恩賜財団</sup>大阪府済生会富田林病院  
院長 宮崎 俊一

## 記

### 1. 契約担当者

社会福祉法人<sup>恩賜財団</sup>大阪府済生会富田林病院 院長 宮崎 俊一

### 2. 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量  
新病院Ⅱ期棟 聴力検査機器一式
- (2) 調達をする物品の仕様  
仕様書のとおり
- (3) 納入期限  
令和3年11月中旬 (詳細は協議の上決定)
- (4) 納入場所  
富田林市向陽台1丁目3番36号  
大阪府済生会富田林病院 健診センター館 1F

### 3. 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる事項のすべてに該当するものが、この入札に参加することができる。

- (1) 当該契約を誠実に締結する能力を有する者。
- (2) 医療機器を医療機関に納入した実績 (令和2年度100万円以上数点) がある者。
- (3) 設置機器の故障時等に4時間以内に対応できる体制を有し、迅速なアフターサービスの体制が整備されていることを証明した者。
- (4) 大阪府に本店、支店又は営業所を有している者。
- (5) 令和3年8月現在、全省庁統一資格又は大阪府もしくは富田林市の物品に関する入札参加資格を有する者。
- (6) 大阪府又は富田林市から指名停止等の措置を受けていないこと。
- (7) 暴力団関係事業者等であることにより、大阪府又は富田林市が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (8) 次の各号の一に該当する事実があった場合、その後2年以上経過している者 (これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同じ)。
  - ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは物品の製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
  - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者。

- ③ 交渉権者が契約を結ぶこと又は履行することを妨げた者。
  - ④ 監督又は検査の実施に当たり“職員”及び“職員が委託した者”の職務の執行を妨げた者。
  - ⑤ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者。
  - ⑥ 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者。
  - ⑦ 前各号に類する行為を行った者。
- (9) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定された者でないこと。
- (10) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づき更生手続開始の申立をなし又は申立がなされている者でないこと。民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立をなし又は申立がなされている者でないこと。破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立をなし若しくは申立がなされている者でないこと、又は旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）に基づき破産の申立をなし若しくは申立がなされている者でないこと。

#### 4. 入札手続き等

- (1) 担当部門（問い合わせ先）

〒584-0082 大阪府富田林市向陽台 1 丁目 3 番 36 号

大阪府済生会富田林病院 契約購買課

担当者：山田、舟橋

連絡先：〈TEL〉 0721-29-4473

〈FAX〉 0721-29-4474

〈E-mail〉 [soumukanri@tondabayashi.saiseikai.or.jp](mailto:soumukanri@tondabayashi.saiseikai.or.jp)

- (2) 入札要項書及び仕様書等の資料交付日

①令和 3 年 8 月 31 日（火）～9 月 2 日（木）（土日祝を除く）

※メールにてお送りしますので、希望者は上記担当部門にメールしてください。

- (3) 入札の日時及び場所

①入札日時：令和 3 年 9 月 10 日（金）11:00

②入札場所：大阪府富田林市向陽台 1 丁目 3 番 36 号

大阪府済生会富田林病院 6 階 会議室 1

- (4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。ただし、2 回の入札によっても落札者がいない場合は、最低の価格をもって入札した者と予定価格の制限範囲内での随意契約に移行する。

- (5) その他

①入札保証金及び契約保証金は免除

②入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した者は無効とする。